

2025年10月30日

芦現労発66-5号

芦屋市長 高島 峻輔 様

芦屋市現業労働組合
執行委員長 吉田 裕新



2025年賃金確定及び一時金等に関する要求書

貴職におかれましては、日頃より本市の発展および市民と職員の生活を守るために尽力されていることに心から敬意を表します。

私たち、芦屋市現業労働組合は地方自治体職員として市民の暮らしを守ることを大きな使命とし、それを実現できる組織体制及び制度の確立を目指し、日々精一杯取り組んでいます。

さて、現在の物価高騰について総務省が9月19日に公表した8月の消費者物価指数は、前年同月と比べて2.7%上昇し、横ばいではあるものの約3%の物価上昇が続いています。政府による電気・都市ガス補助金の再開等により上昇率は低下したものの、米類をはじめとする食料品の高騰が続いており、上昇率は高止まりしています。

厚生労働省が9月26日に公表した7月の毎月勤労統計調査では、物価の変動を反映した実質賃金が前年同月比0.2%減と、7か月連続のマイナスとなりました。労働者1人あたりの平均賃金を示す現金給与総額（名目賃金）は上昇しているが、賃上げの恩恵は一向に感じられず依然として物価の高騰には追いつけない可能性が高いとされています。

こうした中、多様化する市民のニーズに応え、住民本位の地方自治体を確立するため、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るとともに、賃金や組織体制の在り方を含め、より良い組織の運営と労働条件の改善を図るため、次のとおり要求を取りまとめましたので、誠意ある回答を求めます。

1 賃金制度等の改善について

- (1) 組合員の生活実態を考慮し、給与改善を行うこと。
- (2) 一時金について、昨年度の支給月数を超える改善をはかること。
- (3) 一時金について、役職加算の改善を行うこと。
- (4) 昇格時号給対応表の改善を行うこと。
- (5) 4級への昇格基準を改善すること。
- (6) 技能長への昇任・昇格は令和5年3月15日に合意した内容を遵守すること。
- (7) 技能労務職については65歳まで10割の給与を支給すること。
- (8) 再任用制度の改善を行うこと。
- (9) 特殊勤務手当の改善を行うこと。
- (10) 「給与制度のアップデート」は職員の賃金・モチベーションの向上となる制度とすること。

2 労働環境等の改善について

- (1) 職員の勤務体制の変更、勤務時間や休暇、手当の変更など、労働条件に関わる変更については住民サービスへの影響を考慮し、関係職場の理解に努め、組合との協議、合意のうえで行うこと。
- (2) 法改正によって生じた資格の取得に係る費用についての措置を講じること。
- (3) 給与明細等個人情報については、電子化を行うこと。
- (4) 育児休業中の職員の代替は、芦屋市職員定数条例の改正も踏まえ、会計年度任用職員ではなく正規職員で行うこと。
- (5) あらゆるハラスメントに対して構築した防止策を実効性あるものとする。
- (6) 熱中症対策について、実効性のある対策を講じること。

3 高齢期雇用について

- (1) 高齢期雇用については、制度運用の実態を十分に把握し、改善を行うこと。
- (2) 高齢期の職員がさらなる活躍ができるよう多様な働き方の検討を進めること。

4 会計年度任用職員について

- (1) 会計年度任用職員の配置については、職場の実態に応じてフルタイム会計年度任用職員を配置すること。

5 組織活性化について

- (1) 職員の採用について、年代毎に偏りが出ないように計画的に行うこと。また、応募が少ない職種については再度募集方法や試験方法等の見直しを図ること。